

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1
交付団体			須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）
総交付対象事業費			1,967,870（千円）	全体事業費	1,967,870（千円）
事業概要					
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。 震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となったため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。 さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。 また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替える施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりまして、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。 このため、使用不能となった市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。					
【事業概要】					
・建物補償（H26） ・事業面積：約2.9ha ・事業箇所：須賀川市八幡町地内					
【市街地再開発事業】					
・担当省庁：国土交通省 ・事業名：市街地再開発事業（市街地整備） ・基本補助率：2／5					

当面の事業概要	
<平成 25 年度> ○須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業） ・市庁舎基本設計、実施設計策定 ・地盤調査業務委託 ・市庁舎敷地内建築物除却工事 ・建物補償、物件調査等 <平成 26 年度> ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備） ・工事施工監理 ・移転補償（体育館・芭蕉記念館外） ・建物補償	
東日本大震災の被害との関係	
○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の仮設住宅に 157 世帯、377 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。	
関連する災害復旧事業の概要	
○仮庁舎建設事業 ・建設場所：須賀川市牛袋町 1 2 番地（市文化センター駐車場） ・建設規模：建築面積 1,003.02 m² 延床面積 1,926.40 m² ・建物構造：軽量鉄骨ブレース ・リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

NO.	7	事業名	(仮称)市民交流センター整備事業	事業番号	D-16-1-2
交付団体			事業実施主体 (直接/間接)	須賀川市	
総交付対象事業費		81,000 (千円)	全体事業費	81,000 (千円)	
事業概要					
震災により被災し使用不能となる甚大な被害を受けた市総合福祉センターについては、市庁舎と防災機能を分担し、平時は賑わいの拠点として、災害時には支援ボランティアの活動拠点として、市街地中心部の防災機能強化に寄与する (仮称) 市民交流センターの整備を行う。 〈従前の状況〉 (1) 施設概要：建築面積：1,140.30 ㎡、延床面積：6,818.04 ㎡ (H19 年 4 月開館) 地上 5 階、地下 1 階 (市民交流機能、子育て支援機能、福祉行政機能 等) (2) 利用状況：震災前は年間約 25 万人が利用 (3) 被災状況：主要構造躯体に甚大損傷 (使用不能)。 (4) 今後の方向性：市民交流・市街地中心部の防災拠点として「(仮称) 市民交流センター」を整備					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 基本設計、現況・用地測量 ＜平成 26 年度＞ 地質調査、実施設計					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により中心市街地の被害については、全壊家屋が 589 棟、大規模半壊が 78 棟、半壊が 508 棟と、半壊以上の被害が 1,175 棟となる大きな被害となり、これまで市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターは使用不能となるといふ、甚大な被害が生じたところである。					
関連する災害復旧事業の概要					
○総合福祉センター解体工事 構造：RC 造 地上 5 階地下 1 階 (6,818.04 ㎡) 工期：平成 24 年 6 月 18 日～平成 25 年 9 月 30 日 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号		D - 1 6 - 1			
事業名		須賀川市市街地整備事業			
交付団体		須賀川市			
基幹事業との関連性					
使用不能となった市庁舎の再建にあたっては、住家への被害が集中した周辺地区の整備と併せた「市街地再開発事業」により、防災機能の充実強化を図ることとしているが、市庁舎と比較的近接し、市庁舎同様中心市街地に位置する (仮称) 市民交流センターを、災害支援ボランティアなどの活動拠点として、また、災害時には避難スペースとなる空間を確保することで、市街地中心部における防災施設の機能強化を図ることとなる。					

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 12 月時点

NO.	11	事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業	事業番号	C-2-1
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		294,100（千円）	全体事業費	294,100（千円）	
事業概要					
○東日本大震災により、使用不能となる被災を受けた「やまゆり荘」の復旧工事を実施し、地域交流拠点及び本市西部地区の観光拠点の再生、さらには、地域の雇用確保及び経済拠点としての役割を担う藤沼湖自然公園の早期再生を最優先に取り組む。 【事業概要】 ○農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 ・対象施設・・・「やまゆり荘」 ・やまゆり荘 - 構造：木造平屋建て 面積：849 m² - 建築年：平成 6 年 4 月（財源：新林業構造改善事業） ・担当省庁：農林水産省 ・基本補助率：1／2 【震災復興計画】 ○「須賀川市震災復興計画」の重点プロジェクトに「藤沼湖周辺の再生・整備」として位置付けている。 ・重点プロジェクト「藤沼湖周辺の再生・整備」（抜粋） 「藤沼湖自然公園については、県内外から年間 10 万人に及ぶ来訪者が訪れる、本市西部地区の観光拠点となっているため、被災地域の復旧・復興を最優先に取り組む傍ら、地域の意向や利用者の要望などを十分に反映させ再生していきます。」					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ○藤沼湖自然公園内施設である「やまゆり荘」（温泉施設）に係る用地測量、地質調査、実施設計を実施。 <平成 25 年度> ○「やまゆり荘」（温泉施設）の復旧工事を実施。					

東日本大震災の被害との関係														
○東日本大震災による藤沼湖堰堤決壊により、貯水していた約150万トンもの濁流が林地や立木、農地を巻き込んで、下流域の滝・北町地区を飲み込み、住民7名が死亡、1名が未だ行方不明となっているなど、今まで築き上げてきた貴重な財産である宅地や農地、さらには住宅22戸が押し流されるという甚大な被害を受けた。 また、やまゆり荘をはじめとした藤沼湖自然公園内の各施設は、市民をはじめ、県内外から年間約10万人の利用者があったが、東日本大震災により使用不能となる甚大な被害を受けたため、未だに使用できない状態が続いている。 【年次別利用者数】 <table><tr><td>施設名</td><td>平成20年度</td><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>平成23年度</td></tr><tr><td>やまゆり荘</td><td>76,448</td><td>67,944</td><td>53,067</td><td>0</td></tr></table>					施設名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	やまゆり荘	76,448	67,944	53,067	0
施設名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度										
やまゆり荘	76,448	67,944	53,067	0										
関連する災害復旧事業の概要														
○福島県施行：「農業用施設災害復旧事業」（23年災藤沼湖地区） ・藤沼ダム 本堤、副堤、護岸復旧														
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。														
関連する基幹事業														
事業番号														
事業名														
交付団体														
基幹事業との関連性														

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

N0.	18	事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業（馬町地区）	事業番号	D-4-3
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		79,650（千円）	全体事業費	79,650（千円）	
事業概要					
東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。なお、第 4 回申請において 40 戸については採択を受けているが、アンケート調査の実施で 100 戸の災害公営住宅希望結果があったことから、追加で災害公営住宅の整備を行う。 【整備概要】 整備戸数：10 戸程度（詳細は実施設計等による）					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 用地取得、測量調査・地質調査、基本設計・実施設計 <平成 26 年度> 入居希望者説明会、確認申請、工事発注 <平成 27 年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。 なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。 また、応急仮設住宅の入居状況は平成 25 年 10 月 1 日現在、109 世帯 237 人、福島県借上げ住宅入居状況は 257 世帯 579 人となっている状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

N0.	19	事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業（弘法坦地区）	事業番号	D-4-4
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		192,350（千円）	全体事業費	192,350（千円）	
事業概要					
東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。なお、第 4 回申請において 40 戸については採択を受けているが、アンケート調査の実施で 100 戸の災害公営住宅希望結果があったことから、追加で災害公営住宅の整備を行う。 【整備概要】 整備戸数：46 戸程度（詳細は実施設計等による）					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 用地取得、測量調査・地質調査、基本設計・実施設計 <平成 26 年度> 入居希望者説明会、確認申請、工事発注 <平成 27 年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。 なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。 また、応急仮設住宅の入居状況は平成 25 年 10 月 1 日現在、109 世帯 237 人、福島県借上げ住宅入居状況は 257 世帯 579 人となっている状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

N0.	20	事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業（山寺北地区）	事業番号	D-4-5
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		68,500（千円）	全体事業費	68,500（千円）	
事業概要					
東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。なお、第 4 回申請において 40 戸については採択を受けているが、アンケート調査の実施で 100 戸の災害公営住宅希望結果があったことから、追加で災害公営住宅の整備を行う。 【整備概要】 整備戸数：24 戸程度（詳細は実施設計等による）					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 用地取得、測量調査・地質調査、基本設計・実施設計 <平成 26 年度> 入居希望者説明会、確認申請、工事発注 <平成 27 年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。 なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。 また、応急仮設住宅の入居状況は平成 25 年 10 月 1 日現在、109 世帯 237 人、福島県借上げ住宅入居状況は 257 世帯 579 人となっている状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					